

アイヌ政策推進会議（第11回）議事概要

日 時：平成30年12月19日（水）16：50～17：20

場 所：総理大臣官邸2階小ホール

出席者：菅官房長官、中村文部科学大臣政務官、
阿部委員、加藤委員、佐々木委員、高橋委員、常本委員、丸子委員、
八幡委員、横田委員
古谷内閣官房副長官補、橋本アイヌ総合政策室長、和泉アイヌ総合政策室長
代理、中岡アイヌ総合政策室長代理

1. 開会

- ただいまから第11回アイヌ政策推進会議を開催いたします。
このたび菅官房長官から座長代理を仰せつかりました文部科学大臣政務官を拝命して
おります中村裕之でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 議事

（1）「新たなアイヌ政策のあり方」について

- それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。
「新たなアイヌ政策のあり方」について、事務局より説明を受けた後、意見交換に入
りたいと考えております。
それでは、よろしくお願いいたします。
- 資料1をご覧ください。新たなアイヌ政策のあり方について御説明をさせていただきます。
本年5月のアイヌ政策推進会議の作業部会報告におきまして、固定観念や先入観
を取り払い、アイヌの人々に寄り添った先住民族政策を再構築する、また、先住民族の
権利に関する国際連合宣言の関連条項を参照し、従来の福祉政策の一部から地域振興、
産業振興、国際交流等を含めた幅広い取組となるよう、立法措置についての検討を加速
すべきとの方針をお示しいただきました。現行の政策体系におきましては、福祉政策と
文化政策の2つの柱を関係予算やアイヌ文化振興法により進めておりますが、今後の新
たなアイヌ政策につきましては、それにプラス、新法や新交付金なども用いまして、こ
れまでの福祉政策や文化政策に加えて産業振興、観光振興、地域振興、国際交流などを
幅広く進めていきたいと考えております。
2ページ目をご覧ください。アイヌの皆様寄り添った先住民族政策を再構築する
という観点から、平成29年5月のアイヌ政策推進会議以降に、延べ36回の意見交換会、ま
た、530名のアイヌの方々にお集まりいただきまして御意見をいただきました。それ
を取りまとめて例示してございます。時間の都合で一つ一つ御紹介することは省略させて

いただきますが、アイヌ政策全般に関するもの、福祉政策に関するものなど、6つに分類して例示させていただいております。

3 ページ目をご覧ください。1 ページ目で御説明いたしましたアイヌ政策のあり方、2 ページ目のアイヌの皆様からいただいた御意見を踏まえまして、現在検討しているアイヌの新しい法律の概要でございます。新たな法律には大きく分けると3つの内容がございます。1つ目のアイヌが先住民族であることの認識を示すことなどの基本的事項があります。ここにおきましては、アイヌが先住民族であること。平成20年の国会決議に対応して官房長官談話等により、その認識が示されておりますが、今回法律に明記し、その認識の下、国や地方公共団体の責務を定め、また、政府における官房長官をヘッドとする推進本部を構築し、アイヌ政策を強力に推進してまいりたいと考えております。2つ目は、アイヌ総合政策の推進です。施策の総合的・効果的な推進を図るための基本方針を策定し、地方公共団体に必要な施策を実施いただくこと、アイヌの皆様の御要望にできる限り答えるために、法律上の措置として新たな交付金を創設すること、国有林における林産物の採取に関する特例措置、伝統的儀式などのためのサケの採捕に関する配慮、商標権の申請手数料の軽減措置などを講ずることを考えております。3つ目は民族共生象徴空間の円滑な管理についてです。象徴空間につきましては、これまで基本方針が閣議決定されるなどしておりますが、2020年4月の開業後、安定的な管理運営ができるように法律に特例等を置いて管理を行うことを考えております。

4 ページ目をご覧ください。ただいま御説明しました新法の内容のうち、新交付金についての説明を補足させていただきます。この交付金につきましては、国の負担割合の大きい交付金を新たに設けること、アイヌの人々に寄り添い未来志向の下、その御要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に、また、強力に推進してまいりたいと考えております。対象事例として、ここにはアイヌの人々と地域住民との交流や、アイヌの人々のコミュニティー活動等の場となる場所の整備、そのような場所を使つてのアイヌ高齢者のコミュニティー活動への支援、また、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援、アイヌの観光振興、コミュニティー活動支援のためのバス運営などをメニューとして例示してございます。

5 ページ目をご覧ください。アイヌの方々との意見交換会の中でお伺いいたしました課題の解決のための内容でございます。例えば、木製の祭具であるイナウの材料となるヤナギなどについて、国有林野内で採取ができるようにする特例措置、また、伝統的儀式や漁法の伝承等のための河川でのサケの採捕への配慮、地域団体商標の商標登録出願手数料の軽減を考えているところでございます。

6 ページ目をご覧ください。象徴空間の管理運営のスキームの概要図でございます。象徴空間は多様な機能を有しており、それを十分に発揮するために、国からの委託等により一体的に運営することとしております。また、料金収入等を安定的な自主財源として活用して、積極的・自立的な事業を展開する予定となっております。現在検討してい

る法律では、国からアイヌ民族文化財団に対する管理委託、また職員派遣、さらには象徴空間の料金収入の自主財源としての取扱いなどについて法律上の措置を考えているところでございます。以上でございます。

(2) 意見交換

- イランカラプテ。今日は本当にどうもありがとうございました。まず、象徴空間の整備について、本当に順調に進められていることについて感謝を申し上げたいと思います。今年、北海道命名150年とあって、50年前の開拓100年の頃とは異なって、現在、大きく社会の視点は変わってきていると私は感じております。

今日の新聞紙上の読者の声の中にこんな記事が載っていました。ノルウェーの先住民族サーミは1994年のオリンピックの開会式で伝統の歌を披露したことで世界を感動させ、その後、国民の感情が好転して施策が大いに進んだということが載ってありました。何とかこのアイヌについても2020年東京オリンピック・パラリンピックの出演について、よろしくお願ひしたいと思っております。そのほか、象徴空間のこと、そして、生活向上が進んでいないこと、その方はこう言っていました。私も鶴の舞を踊ってみたい。そんな記事が今日の新聞に載ってありました。

私たちアイヌ協会は、苦しんで、悲しんで、そのことを物語っているのがアイヌの名称変更かなと思っております。アイヌ協会だったり、ウタリ協会だったり、またアイヌ協会だったり、そのことが物語っているなと思っております。どうか新しい法律の実現に先住民族として、生活の支援を含めて活力ある共生社会の実現にお力添えをよろしくお願ひして私の短い言葉といたします。よろしくお願ひいたします。

- 私からは3点お話をいたします。

冒頭は新法の法案に対する感謝でございます。アイヌの人々が先住民族であることの認識をしっかりと示していただくと同時に、政府の推進体制の構築、そして、法律上の措置として自治体に対する新たな交付金制度の創設という御説明がございました。アイヌ政策の長い歴史の中で大きな一歩となるものであると私どもは考えるところであり、関係者の皆様方に改めて感謝を申し上げます。

11月8日に加藤理事長とともに、官房長官に要請をさせていただきました。我々自治体がこれまで以上にしっかりと対応していくのは当然であります。その自治体の事業展開に法律を踏まえてしっかりサポートしていただけるということ、改めてこのたびの政府の御対応に心から感謝を申し上げる次第であります。

2つ目は、象徴空間の開設準備についてであります。ウポポイという大変とてもいい響きの愛称を先週の11日に道内3カ所で開催をいたしました500日前イベントにおいて発表させていただいたところであり、愛称とロゴマークがこれで決まったところでありまして、私どもは2月に国内外から多くの方々に訪れていただく「さっぽろ雪まつ

り」の場なども活用し、取組を加速し、何としても来場者目標の100万人の実現を達成してまいりたいと考えているところでございます。

3つ目は、オリンピック・パラリンピックにおけるアイヌ文化の発信。このことはもうこれまでも様々な形で政府、官房長官にもお願いをしているところでありますが、道内でアイヌ協会の皆さんが、各地域でアイヌの踊りが微妙に違うものを統一的にやるためのパフォーマンスの向上に努めているところでありまして、懸命に関係者の方々が稽古を重ねておられます。もしお許しいただければ組織委員会や政府関係者、特に地元御出身の中村座長代理を初めとする皆様方に、このアイヌの人たちが懸命に稽古を重ねている現場を御視察いただいて、実現に向けた検討を進めていただければと思う次第であります。

私どももしっかりと頑張っただけでございませぬ。これからは官房長官、そして、中村座長代理におかれては、新たな法律に基づく総合的なアイヌ政策の推進について着実な取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。私からは以上であります。

- 本当に今日は感動で体が震えております。私は親からアイヌのことを一切言うてはいけないと言われて、40歳まではアイヌの活動に参加もしませんでした。40歳を過ぎてから友達に誘われて国連に行くようになりました。私の先輩である野村元理事長が1992年、世界人権宣言の45周年に当たる年に国連で演説を行いました。私たちは先住民族と認められなかった。しかし、このように国連からも呼ばれたのだ。本当にうれしいと言って、泣きながら講演したテープが残っております。私は幽霊ではありませんと言ってすごい演説をしたことが私たちの運動のきっかけになりました。そして、今年、その世界人権宣言の70周年になりますけれども、このように本当に安倍総理、菅官房長官が、どれだけこの先住民族アイヌに対しての思いが深いかということ、私たちはいつも話し合っております。このようなすばらしいことをできたことについては、世界の仲間にもこれだけ頑張ったよと言いたいし、また、野村元理事長、萱野茂参議院議員、貝澤正副理事長という私たちの大先輩がどれだけ頑張ってきたか。そして、これだけ今、国がアイヌ総合政策室も倍増ぐらいの人間でやっていたらということに心から深くアイヌ民族の一人として御礼を申し上げたいと思います。イヤイライケレ、本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

- 先生方も既に述べられたことで余りつけ加えるものはないのですが、民族共生象徴空間ということに関して言えば、それこそ政府がこれから外国人をたくさん入れてくるという施策になっています。そのときにやはり日本は、日本の先住民族に対して民族共生のためのこういったことをしているのだ、そういうモデルになるような政策をずっとやっていただきたいと思っています。

もう一つは、そういったアイヌ文化に関する関心などは随分高まっています。こ

これはアイヌ文化振興法に基づく財団の仕事の一つでもあるのですけれども、それでもまだやはり日本文化から見るとアイヌ文化は劣っているのだという視点があります。これは絶対に是正いただきたい。やはりアイヌの文化の側からアイヌ文化を見て、そういう観点からすれば別な見方ができるのではないか。この場で申し上げることではないのですけれども、アイヌ文化を担っている人の中から人間国宝は一人も出ていないのです。これは私、一番前から不安に思っていることなので、そのことも含めて、やはり民族共生象徴空間、新しい法律ができるということで、その辺についてもお考えいただければと思います。

- 2008年の国会決議以来、この10年、アイヌ政策について検討を進めてまいったわけですが、その間、諸外国の先住民族政策についてもいろいろと勉強してまいりました。例えばカナダや台湾の先住民族政策などを、大変進んでいるものとして参考にしてきたわけですが、社会一般においては、ともするとこれらの国々では、例えば民族に自治権が認められている、土地権が認められている、あるいは社会生活において先住民個人に優先的な処遇がなされている、ということが強調され、これらは先住民族には当然に一律に保障されるべきものだというような形で紹介されることが少なくなかったような気がいたします。

しかしながら、例えば、台湾政府の原住民族政策担当者から詳細に話を聞きますと、これは、そのような先住民族であるということから抽象的に演繹的に政策を導いたわけではなくて、個々の民族、具体の民族が実際に直面している課題、客観的なニーズというものを踏まえて一つ一つの政策を積み上げてきた結果なのであるということでした。このように、実際には、やはりどの国においてもそれぞれの国、それぞれの民族のあり方の実情というものを踏まえて、現在の先住民族政策が形成されてきたということが言えるのではないかと思います。そういう観点から見ますと、今回の新法に含まれている、特に新交付金につきましては、北海道を中心とする地域においてアイヌの人々、そして、アイヌの人々とともに生活しているその地域の人々が、ともに豊かになることを目指した制度であり、その意味で、まさに民族共生という理念を財政的に具体化するものというように捉えることができるのではないかと考えております。そうであるとすれば、これはアイヌ民族と日本社会の実情を踏まえた先住民族政策として積極的に評価されるべきものであって、そういう形で国民の間での理解というものも図られるべきではないかというように考えているところでございます。

- アイヌ民族が先住民族であるということが法律に明記になるという先ほどの説明を聞いていてよかったなと思っておりますけれども、明記されるだけではなくて、どうしてもしつこく言うのですが、道外のアイヌの立場でいくと、北海道を離れるとアイヌであってアイヌの施策からは外れたところにずっと居続けた側からいくと、同じ施策の中に道

外のアイヌたちも当然入る権利を添えて欲しいですし、まだ北海道外に、北海道各地にあるようなアイヌが自由に集う生活館みたいなものはないのです。そういうものもぜひ実現して、北海道外のアイヌは切り捨てられていないということを道外の私たちの多くの仲間にそういうところも示していただけたら、と思います。もうひとえにひとえに、北海道だろうが、道外だろうが、同じアイヌとしての土俵に上げられる立場にさせていただきたいという、本当にその思いでいっぱいです。よろしくお願いします。

- 今回、先住民族として新法に取り上げたということについては、本当にたくさんのアイヌの方々の御要望を国が酌んでいただいた結果だというように受けとめておりまして、私自身は平成9年のアイヌ文化振興法のもとに様々なアイヌ子弟の育成補助をいただいて、それでこういった伝承活動に従事するということができましたので、またこの新法をきっかけに若手の方々が多角的に活動できるような地盤づくりができていけたらいいなというように考えました。まず本当に皆様ありがとうございます。イヤイヤイケレ。

先ほど愛称のお話があったと思うのですが、今回、愛称の選考委員会に携わらせていただきまして、委員会では1万票を目標としておりました。最初は難しいのではないかという意見もあったのですが、実際ふたを開けてみると47都道府県から投票いただけたということで、委員一同ほっとしております。博物館のロゴ、民族共生象徴空間全体のロゴが委員会で決まりまして、さらに来年にはキャラクターも決まる予定となっておりますので、また引き続き検討していきたいというように考えております。

また、先日10月30日に教科書会社を対象にセミナーが行われたのですが、先月あたりから教科書の記述についていろいろアドバイスいただきたいということで連絡いただいているということもありまして、本当に新法で社会的に普及活動をしていく、また、学校教育の場でアイヌ文化が取り上げられるといったことが盛んになってきているというように考えております。また、これらを踏まえて、家庭教育に還元できるような形で、私たち若手もどういった取組をしていったらいいのかということを詳細に検討していきたいと考えておりますので、引き続き皆様のお知恵を借りながら進めていきたいと思っております。今後もよろしくお願いいたします。

- 私は、国連で先住民族の権利宣言を起草するときに関わった一人で、そのときには御存じのとおり、アイヌ民族はまだ先住民族と認められていなかったのです。そのときから今日に至る過程を見ますと、隔世の感があります。その当時はまだ日本が世界の先住民族政策に学ぶという感じだったのです。今は日本の先例を世界に広めていく、そういう段階に移りつつあるなという気がしまして感慨深いです。もちろん、克服すべき問題はたくさんありますので、これは一つ一つ解決していかなければいけませんけれども、いずれにしても、日本政府が一体となって進めてこられたアイヌ政策が着実に進んでい

るということをお大変喜びたいと思います。とりわけ、どなたも感じておられるのは、2020年4月に開設される象徴空間という施設の運営について、一体的に管理体制をつくる、自立的にやっていく、これは大変良いことだと思います。かつて私が訪れたアメリカのバージニア州にウィリアムズバーグという施設があって、御存じの方もいると思いますが、これは独立前後のアメリカの生活を今に再現して、アメリカ各地に残っているその当時の建物を移築してきて1つの町をつくりまして、それは一種のテーマパークになっているのですが、アメリカ中から独立当時のアメリカを知りたいということでたくさんの方が集まってきて、そこで独立当時の料理を食べさせるところが2軒あったり、郵便局があったり、当時の生活を教えてくれるところがあります。象徴空間もおそらくそういうことを含めて、来た人が楽しめる、そして、アイヌの人たちと交流できる場になるということを目指していると思いますので、ウィリアムズバーグの例を参考にするということを考えてはどうかと思います。

もう一つお願いしたいのは、この施設に働く方々にぜひアイヌ民族の方が率先して加わっていただきたい。解説する人、案内する人、実演をする人、あるいはただアイヌ民族としてその町に住んでいただく人も居て良いと思います。そういう形で、私たちがそこへ行くとアイヌ民族の人たちと交流ができ、生活ぶりがよくわかるというような場になるといいなということを思っております。再来年の開設を私は楽しみにしております。

(3) 菅内閣官房長官 挨拶

- 本日、委員の皆さんには大変貴重な御意見をいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

政府としては、アイヌの皆様が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは多様な価値観が共生し、活力ある社会を実現する、そのためにも非常に重要なことであると考えております。

本日いただいた御意見を踏まえ、未来志向のアイヌ政策となるよう、引き続き象徴空間の開業に向けた準備を遺漏なく進めるとともに、法案について新たな交付金制度の創設などの検討を進め、次期通常国会へ提出を目指してまいりたいと思います。

また、加藤理事長や高橋知事からお話がありました東京オリンピック・パラリンピックにおけるアイヌ文化の発信につきましては、皆様の願いが実現するよう、しっかり対応してまいります。

新たな交付金をはじめとする多岐にわたるアイヌ政策については、アイヌの皆様、国、地方公共団体が連携して取り組んでいくことが重要だと思っております。委員の皆様をはじめ関係の皆さんには、ぜひ今後とも御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

3. 閉会